

箱いこクーポン券 換金手続きおよび取り扱いにか かる注意事項について

1. 請求方法

同封の「町指定請求書」に必要事項（請求者名は口座名義と同一でお願いします）をご記入のうえ、店舗で使用された商品券とともに、町役場観光課または各出張所へ提出してください。（※クーポン券は金券のため、郵送による提出ではなく、必ず窓口で提出してください。）

請求書に記載していただいた枚数を受付窓口にて職員が確認します。確認後、受領印を押した請求書の写し（受領書）を発行しますので、指定の口座に振り込まれるまで必ず保管をお願いします。

（受付窓口）

- ① 町役場観光課（湯本 256 番地 ☎85-7410）
- ② 温泉出張所（宮ノ下 105 番地 ☎82-2742）
- ③ 宮城野出張所（宮城野 625 番地 ☎82-2743）
- ④ 仙石原出張所（仙石原 842 番地 ☎84-8404）
- ⑤ 箱根出張所（箱根 1 番地 ☎83-6004）

2. 請求期間

令和3年12月6日（月）から令和4年8月31日（水）まで（土・日・祝祭日を除く。）受付時間は午前9時から午後4時まで

※ 請求の受付は随時受け付けます。

※ 令和4年8月31日（水）を過ぎてからの換金には応じることができませんのでご注意ください。

3. 振込方法

町で請求書等を確認後、登録した指定口座へ振り込みます。

4. 商品券の利用範囲

次に掲げる物品および役務の提供については、商品券の利用はできません。

- ① 不動産や金融商品
- ② たばこ
- ③ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

⑤国税、地方税や使用料などの公租公課

⑥その他公序良俗に反するものおよび町長が箱いこクーポン券の利用を不相当と認めるもの

※ 注意事項

- クーポン券の額面に満たない利用の場合、つり銭は支払わないでください。
- クーポン券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。

5. 取扱店舗の遵守事項について

- (1) クーポン券取扱事業者であることを明示するため、町が配布する認定ステッカーを店舗内の分かりやすい場所に必ず掲示してください。
- (2) クーポン券の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに町観光課に連絡してください。

6. その他

箱いこクーポン券の使用は、お客様次第となりますので、全ての登録事業者にクーポン券の利用を保証するものではありません。あらかじめご承知おきください。

(照会先)

箱根町企画観光部観光課観光係

〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

電話：0460-85-7410

FAX：0460-85-6815